



報道機関各位

2011年9月6日

日本司法支援センター

法テラス 宮城県沿岸部3か所(南三陸町・東松島市・山元町)に出張所を開設。

“いつでも誰でも無料で”法律相談や各専門家によるよろず相談を受け付けます。

日本司法支援センター(本部:東京都中野区、理事長:梶谷剛)は、被災者支援のための出張所を、仙台弁護士会とともに、宮城県本吉郡南三陸町、亘理郡山元町、東松島市の3か所につくります。

まず、10月3日(月)に「法テラス南三陸」を、弁護士会をはじめとする関係機関、地方自治体等の協力のもとオープンします。被災者の方々が法的サービスを身近で受けられる拠点として、現地の皆様に行き届く支援を目指します。

なぜ出張所を？

出張所をつくる3か所は、震災により甚大な被害を受けた沿岸部に位置し、法テラスの地方事務所がある仙台市から離れております。地域に住む被災者の方々にも、法的問題を解決するための制度や窓口を利用しやすくするために、出張所を特設します。

どんなサービスを？ ※出張所イメージ図は別紙資料をご覧ください。

出張所でのサービスは以下のとおりです。

1. 弁護士による無料法律相談を受けられます

出張所には常時弁護士が待機し、法律相談に応じます。仙台弁護士会の法律相談センターも併設され、法律相談は資力(収入や資産)に関係なく、どなたでも無料で相談を受けられます。また、各出張所には、車内で相談が受けられるようにしつらえたワゴン車を備えています。この「法テラス号(仮称)」で、出張所に直接相談に向けない被災者の方々のために仮設住宅等へ“出前相談”に伺うことも計画しています(仙台弁護士会共催)。

2. 各分野の専門家による「無料よろず相談」を受けられます

司法書士、行政書士、土地家屋調査士、社会保険労務士、社会福祉士など各分野の専門家による相談が無料で受けられます。被災者の方々が悩みの様々な問題に、柔軟に応えられるように努めます(消費者庁・国民生活センターと連携した事業となります)。

3. 条件の合う方には、弁護士・司法書士費用を立替えます

法テラスは、民事裁判などに係る弁護士・司法書士費用を立替えて、訴訟代理等の法的支援を行っています(民事法律扶助制度)。収入や資産が少ない方はこの制度を利用できます。

4. ADRによる紛争解決を支援します

出張所には、仙台弁護士会の「紛争解決支援センター」も併設されます。これによって、震災に関する様々な法的紛争を裁判になる前に早期に解決する制度(ADR制度)が出張所で利用できます。

「法テラス南三陸」10月3日（月）オープン！！

宮城県沿岸部につくる出張所の第1号として、10月3日（月）に「法テラス南三陸」が業務を始めます。



仙台弁護士会 法律相談センター
紛争解決支援センター

TEL：050-3383-0210

住所：宮城県本吉郡南三陸町志津川字沼田

56番地（ベイスайдアリーナ横）



※「法テラス号（仮称）」のイメージです。

〔業務時間〕

平日：午前9時～午後5時

※法律相談は午後4時まで



「日本司法支援センター（愛称：法テラス）」とは

法テラスは、裁判員制度や法科大学院を生んだ司法制度改革の中で、総合法律支援法に基づき、2006年4月10日に設立された公的な法人です。民事・刑事を問わず、全国どこでも、法による紛争解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を目指します。

法的トラブルの解決に役立つ法制度や、適切な相談機関・団体等を、電話や面談、メール等で案内する「情報提供業務」、資力の乏しい方に、無料法律相談をしたり民事裁判手続に係る弁護士・司法書士費用を一時立替えたりする「民事法律扶助業務」の他、「国選弁護等関連業務」「司法過疎対策業務」「犯罪被害者支援業務」などを行っています。

本部（東京）のほか、全国各地100か所に事務所があります（2011年3月31日現在）。

また、全国からのお問い合わせに応じる法テラス・サポートダイヤル（0570—078374）を仙台市内に設け、平日午前9時～午後9時/土曜日午前9時～午後5時の間、専門のオペレーターが受け付けています。